

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年6月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第23号

## 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成11年墨田区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

家庭廃棄物等 区長が収集する家庭廃棄物、第43条第2項の規定により区長が処理する事業系一般廃棄物及び第59条において準用する第43条第2項の規定により区長が処理する一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物をいう。

資源・ごみ集積所 家庭廃棄物等を排出すべき場所として区長が定める場所をいう。

第43条の次に次の1条を加える。

（資源・ごみ集積所の設置等）

第43条の2 家庭廃棄物等を排出する者のうち、資源・ごみ集積所の設置を希望する者を代表する者から、資源・ごみ集積所の設置場所について申出があった場合は、区長は、その内容を審査し、申出が区長が別に定める要件を満たしているときは、当該場所に規則で定める標識又は標示を設置するものとする。

2 前項の規定により標識又は標示が設置された場所は、当該標識又は標示の設置をもって資源・ごみ集積所と定められたものとする。

3 区長は、資源・ごみ集積所に家庭廃棄物等を排出する者を代表する者から、当該資源・ごみ集積所の場所の変更若しくは廃止について申出があった場合又は特に必要があると認める場合は、当該資源・ごみ集積所の場所を変更し、又は当該資源・ごみ集積所を廃止することができる。

4 前項の場合において、区長は、同項の標識又は標示の設置場所を変更し、又は同項の標識又は標示を撤去するものとする。

5 区長は、資源・ごみ集積所の位置を記した地図をすみだ清掃事務所に備え、閲覧に供するものとする。

第44条第1項中「資源」を「資源物」に、「所定の場所に持ち出すこと」を「資源・ごみ集積所に排出する」に改め、同条第2項中「当該容器、袋等及び当該容器、袋等を持ち出しておく所定の場所」を「当該家庭廃棄物を排出する資源・ごみ集積所

及び当該容器」に改める。

第44条の2を次のように改める。

(資源物の収集禁止等)

第44条の2 区長が指定する事業者以外の者は、資源・ごみ集積所に排出された特定資源物(資源物のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 区長は、区長が指定する事業者以外の者が前項の規定に違反して特定資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 前項の規定による命令については、墨田区行政手続条例(平成7年墨田区条例第26号)第3章の規定は、適用しない。

第52条第2項中「資源」を「資源物」に改める。

第81条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第44条の2第2項の規定による命令に違反した者

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第81条の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正後の第2条第9号に規定する家庭廃棄物等が排出され、かつ、現に区長が家庭廃棄物等を収集している場所については、この条例による改正後の第43条の2第1項及び第2項の規定により定められた資源・ごみ集積所とみなし、同条第1項の標識又は標示を設置するものとする。